

## 岡山県オリエンテーリング協会主催大会等の対応ガイドライン

このガイドラインは、岡山県オリエンテーリング協会規約および運用細則について、その解釈、適用、補足および具体的な事項について示したものである。

### 1. 大会一般参加者の扱い

#### 1.1. 事前申込み受付の締め切り

締切日（通常、大会日の8日前で大会要項に記載）を過ぎての遅れ申込みに対し、出走リスト、Startlist等未作成の2~3日以内であれば参加者に配慮し事前申込みで処理してもよいが、リスト作成以後は認めず、当日申込みで処理する。（データの処理ミス防止、準備負担増排除のため）この場合、限りある当日申し込み枠を優先的に確保してもよい。

#### 1.2. 当日申し込みについて

コロナ禍の現在、三密防止のため、事前申し込みと参加費事前払い、およびスタート時刻事前指定を原則にしており、事前申込数から判断し、主催側が用意した当日申し込み枠（クラスごとの地図枚数）を超えての参加は原則認めない。この対応はウイズコロナの運用になっても踏襲する。（事前申込みが基本で当日参加申込みは運営者のサービスであることの認識 JOA 競技規則等）

#### 1.3. 事前申込み者のエントリクラス変更

認めてよいが必ず当日参加申込書での届を受けること。（連絡先等の記載は適宜省略してよい）

#### 1.4. 複数クラス参加の扱い

地図に余裕がある場合、事前、当日申込みにかかわらず以下の扱いとする。（当日申込書の連絡先等の記載は適宜省略可）

- .同一のメンバ構成で2つ以上参加する場合、2つ目以降の参加費はそれぞれ事前、当日申込み参加費の半額（100円未満切り上げ）とする。メンバ構成が異なる複数参加には適用しない。
- .2つ目以降の成績は参考記録を原則とする。（個人 グループでも同様）
- .2つ目以降のMycard使用は不可。
- .前日からの参加も同様に扱う。

#### 1.5. スタート時刻変更

運営側の責任以外の変更は基本的に認めない。遅れた場合は運営側指定（分30秒）による遅刻スタートとする。

#### 1.6. その他

大会前日の試走練習にのみ参加する場合も所定の参加費を受領する。事前のコントロール設置等に携わっても同様とする。

## 2. 県協会員大会参加者の扱い

規約・細則および本ガイドラインに基づき扱う。すなわち会員であることを明記の事前申込みに限り E-Card レンタル料は無料とするが、当日参加申込みには何等特典はない。

## 3. 前当日運営スタッフの取り扱い

運営スタッフは、当該大会の各セッション運営に必要なスキルを有する員数（限界員数 4 名？）をベースに、確保すべきクオリティ、求められる人材育成の観点からのスキル習熟と経験、および交通費・宿泊費等のミニマム化を勘案し、8~10 名を通常員数として事務局で決める。

これに基づき、事務局が会員から運営スタッフ（協力者）を募り、必要員数と役割り分担の割り振りを決めた者については、以下のとおり取り扱う。（規約・細則に基づく細部運用）

・前日準備スタッフは準備終了後に行う試走練習会に無料で参加でき、翌日の大会成績に参考記録として記載する。また最大限相乗りを考慮した上で細則に基づく交通費・宿泊費の支払いを行う。

引き続き当日運営に当たる場合(当日のみを含む)の交通費は同様に支払うが、当日は基本的に競技出場しないものとする。（賛助会員が団体の場合の構成メンバについても同様に扱う）

ただし、特に経験を多く積ませることが効果的と判断されるものについてはこの限りではない。

・当日のみの運営スタッフで事前の協力申し出と同時に申し出があれば、原則として運営の許される限り、かつその時間帯で競技出場できるよう配慮した運営体制とするが、交通費は支払わない。

また、この場合の競技出場は基本的に正式記録として扱う。（事前申込処理し参加費は無料）

・ミニマム交通費の観点から、単独参加となる遠隔者（県北 県南、県外在住者等）は、基本的に当該大会の運営スタッフから除くが、交通費自己負担の場合はこの限りではない。

上記予め決められた運営スタッフ以外のものの前日あるいは当日の運営協力も、運営スタッフの負担軽減と規約に定める「会員相互の親睦と融和および資質の向上」につながるものであり大いに歓迎するが、交通費、競技参加費等は自己負担のボランティアを原則とする。ただし、運営に必要な全コントロールマップは適宜支給する。（賛助会員が団体の場合の構成メンバについても同様に扱う）

## 4. その他

- ・地図販売は通常 200 円 / 枚とする。
- ・運営スタッフの扱いは、初心者講習会等大会以外の主催、主管、協力イベントにも適用する。
- ・本ガイドラインは平成 25 年 12 月から適用する。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正。

平成 28 年 4 月 1 日一部改正。

令和 4 年 9 月 1 日一部改正。